

基本協定書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	2	2	1	(9)	定義 「入札説明書等」	「入札説明書等」について、令和4年1月17日付(更新)の実施方針ならびに添付図書一式に対する質疑回答についても含むものと理解してよろしいでしょうか。	実施方針等は「入札説明書等」に含みません。
2	3	5	3	—	事業契約等	但書について、下線部は脱字と思われるので、御修正願います。 「ただし、丙が特別目的会社を設立した場合は、特別目的会社が当該日 <u>まで</u> に燃料化物売買契約を締結するものとし、甲はこれを承認するものとする。」	修正します。
3	3	5	3		事業契約等	本項2文目、ただし書き以降について、「・・・特別目的会社が当該日 <u>まで</u> に燃料化物売買契約を締結するものとし、・・・」が正と思われます。修正願います。	修正します。
4	3	5	4		事業契約等	本項について、設計・建設工事受託者と維持管理者で構成される企業グループが事業期間の全期間にわたり、消化施設と燃料化施設の本案提案を含む要求水準の充足につき、連帯して保証することを求められていると理解しました。設計・建設工事受託者は、維持管理期間にも連帯して保証することとなり、工事請負契約書(案)第56条 契約不適合責任期間等にて契約不適合責任期間2年との規定と矛盾し、維持管理期間20年間にわたって、事業者は過大なリスクを負うこととなります。また、維持管理者にとっても、維持管理期間開始前から、設計・建設工事期間中の業務に対し、連帯して保証することとなり、事業者は過大なリスクを負うこととなります。本来、各事業契約において、それぞれ乙と設計・建設工事受託者、甲と維持管理者との間で負うべき責任であり、事業者がリスクを過大に負うことで、事業費が高止まりすることも懸念されますので、本項については削除いただきたく願います。	ご意見として承ります。
5	4	5	5	(1) (2) (3)	事業契約等	第5条第5項の第1号、第2号及び第3号については、本事業の入札手続きに関してそれらに該当するとき、甲は、事業契約の全部または一部を締結しないことができることになると理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	4	6	1	—	特別目的会社の設置・運営	「…本事業の一部である維持管理・運営業務を遂行させることのみを目的とした特別目的会社を設立しようとする場合には、…」とありますが、特別目的会社の事業目的は、維持管理・運営業務に加えて、燃料化物の売買業務も含むものと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	5	8	1		対象施設の実勢設計・建設工事業務	実施設計・建設工事業務の概要は、別紙1ではなく、別紙2に記載があるものと理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	9	1		維持管理・運営業務	維持管理・運営業務の概要は、別紙1ではなく、別紙2に記載があるものと理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	6	10	1		燃料化物売買	燃料化物売買の概要は、別紙1ではなく、別紙2に記載があるものと理解しましたが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
10	7	13	2	—	損害賠償	「甲が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。」とありますが、この損害の範囲は、第13条第1項に定める範囲に限る（天災地変その他の不可抗力により生じた損害、損害賠償の請求を行おうとする者の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれない）と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	7	13	3	—	損害賠償	「乙が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。」とありますが、この損害の範囲は、第13条第1項に定める範囲に限る（天災地変その他の不可抗力により生じた損害、損害賠償の請求を行おうとする者の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれない）と理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	7	13	2		損害賠償	「…については、本条第1項に該当した当事者が責任を負うものとし、甲は、第1項に該当した当事者に対して、甲が被った損害の…」へ変更していただけないでしょうか。自らの責任に抛らない過大な連帯責任を企業グループとして求められることは、事業者にとって過大なリスクとなり、事業費が高止まりすることが懸念されます。賠償請求は、企業グループのうち当事者(帰責者)への請求としていただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
13	7	13	3		損害賠償	「…については、本条第1項に該当した当事者が責任を負うものとし、乙は、第1項に該当した当事者に対して、乙が被った損害の…」へ変更していただけないでしょうか。自らの責任に抛らない過大な連帯責任を企業グループとして求められることは、事業者にとって過大なリスクとなり、事業費が高止まりすることが懸念されます。賠償請求は、企業グループのうち当事者(帰責者)への請求としていただけますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
14	7 8	16	—	—	秘密保持等	自己の役職員、又は、弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対しては、必要最小限の範囲で開示することができるようにするのが、当事者にとって便宜であると考えため、そのようにして頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
15	8	16	2	(2)	秘密保持等	一般的に、本事業と同種事業において、ここまでの対応を求めるものは目にしたことがなく、また、多数の者が実務に携わることに鑑みると相当な事務負担となることが懸念されます。丙の内部において秘密保持に係る必要な規則は整備されており、本契約の締結をもって、秘密情報を取扱う責任者および従事者の秘密情報の取扱いについて、丙が全責任を負うため、別途秘密保持保証書の提出は不要として頂けますよう、御再考願います。	ご意見として承ります。
16	8	16	1		秘密保持等	「～次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。」とありますが、事業者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、これらの情報については、滋賀県情報公開条例第6条(2)に定める非公開情報に該当する情報に該当しますので、情報公開の例外として開示対象とならないと理解してよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。

基本協定書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
17	8	16	2	(2)	秘密保持等	本事業を遂行する上で、都度秘密情報を取り扱う責任者および従事者に秘密保持についての誓約をさせ、秘密保持保証書を甲及び乙に提出することは、実務的に相当煩雑となることが想定されます。丙は秘密情報の開示について、本事業関係者との間で必要な秘密保持契約は交わすことを想定しておりますので、秘密保持保証書の提出を不要としていただきたくお願いいたします。	ご意見として承ります。
18	8	17	—	—	丙の倒産	4行目の「本協定」は「本基本協定」の誤りではないでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
19	11	別紙2	3	(1)	丙が行う業務 (1)実施設計 1)	「機械設備工事」が正と思われますので、修正願います。	修正します。
20	14～17	別紙3	—	—	リスク分担	詳細については、工事請負契約、維持管理・運営委託契約及び燃料化物売買契約に従うと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	14	別紙3	—	—	9 設計・建設工事受注者が実施する施工、維持管理および運営に係る住民等の苦情、反対運動、訴訟、要望等に関するもの	設計・建設工事受注者および維持管理者が要求水準を遵守して業務を実施しているにもかかわらず、住民等の苦情、反対運動、訴訟、要望等が発生した場合は、事業者で負えるリスクではないため、そのリスクは貴県にて御負担頂けますよう、御再考願います。	事象が生じた際に、協議とします。
22	14				リスク分担表 No. 10	法規・条例等の環境基準を満たしているにも関わらず、万が一過剰な要求や反対を受けるような問題に関しては、当該項目にある環境対策事象を超えて、事業実施そのものにかかわる問題と考えて、県様もしくは事業団様の負担となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	15	別紙3	—	—	18 燃料化物の販売価格変動	燃料化物の販売価格変動は、維持管理者に「○」となっています。燃料化物売買契約書第4条2項 (P. 3) では、経済情勢の大幅な変動な等の相当な理由が生じた場合は甲（県）と協議できるものとなっています。原油価格及び運搬車両の運転手の人件費高騰等も考えられることから県と維持管理者で協議できるものとして、県と維持管理者に「◇」と変更頂けますでしょうか。	検討します。
24	15				リスク分担表 No. 15-17	設計・建設期間中、維持管理運転期間中、いずれも県様もしくは事業団様と、事業者との間で協議の上決定との記載となっておりますが、実際には工事請負契約書並びに維持管理運営業務委託契約書に規定される物価変動の際の金額改訂が適用されるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本協定書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
25	15				リスク分担表 No. 16-17	本事業において、特に維持管理運転期間については、20年間の長期に渡って事業者がリスクを背負って実施していくこととなりますので、そのリスクに対して過度なリスク対策費用を計上することで、維持管理費の増大につながり、ライフサイクルコストの悪化につながると思料いたします。事業費の高止まりを防ぐため、滋賀県様側にてリスク負担いただきたく、ご検討のほどよろしく願いたします。	ご意見として承ります。
26	15				リスク分担表 No. 18	「燃料化物の販売価格の変動」とは、維持管理事業者が県様から燃料化物の買取を行う価格ではなく、維持管理事業者が有効利用先に燃料化物を販売する際の販売価格を指しているのでしょうか。 前者である場合には、上記の質問と同趣旨で、一定の範囲内を事業者、一定の範囲外を県様にて負担していただくことが従来の燃料化事業を鑑みても一般的かと存じます。	ご理解のとおりです。
27	15				リスク分担表 No. 25	不可抗力について、県様が主負担、事業者は従負担となっていますが、内容については別途契約する工事請負契約書並びに維持管理・運営契約書の不可抗力規定に従うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	16	別紙3	—	—	31 追加調査により埋設物撤去や、汚染対策等が必要となった場合における追加費用	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
29	16	別紙3	—	—	36 県または事業団の帰責事由により契約期日までに完行しない場合の追加費用	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
30	16	別紙3	—	—	39 県または事業団の指示による建設費の増加	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
31	16	別紙3	—	—	40 建設工事中にコンクリート殻等、当初想定していなかった廃棄物が確認された場合における建設費の増加	県または事業団の負担とすることが合理的であると考えます。県、事業団、設計・建設工事受注者で協議の上決定するとしている趣旨を御教示願います。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
32	16	別紙3	—	—		新型コロナウイルス感染症について、次々と変異株が発生している現状に鑑みますと、事業者として講じる事が可能な対策にも限界があります。つきましては、工事現場や維持管理業務の履行場所における新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、工事又は維持管理業務の継続が不相当と認められる場合、工期の延長や請負代金の変更、債務の履行義務を免除頂く等、必要と認められる対応を行って頂けますよう、御検討の程よろしく願いたします。	事象が生じた際に、協議とします。

基本協定書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
33	16				リスク分担表 No. 31	追加調査により埋設物撤去や、汚染対策等が必要となった場合における追加費用について、県様または事業団様と事業者側の間で協議の上、決定との記載がございますが、要求水準書P.71 2-2-8 既存施設の撤去に関する要求水準においては、「杭の撤去費用や石綿の除去費用は含まない」とするとの記載がございます。リスク分担表No. 31は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
34	16				リスク分担表 No. 32	リスクの内容が「県または事業団が提示した与条件の不備による追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 32は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
35	16				リスク分担表 No. 34	リスクの内容が「県または事業団の指示により設計変更が生じた場合の追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 34は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
36	16				リスク分担表 No. 36	リスクの内容が「県または事業団の帰責事由により契約期日までに可能しない場合の追加費用」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 36は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
37	16				リスク分担表 No. 39	リスクの内容が「県または事業団の指示による建設費の増加」にも関わらず、事業者も含めて協議するとの星取表は片務的かと存じます。No. 39は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
38	16				リスク分担表 No. 40	リスクの内容が「当初想定していなかった廃棄物が確認された場合における建設費の増加」であり、事業者が要求水準書上、知りえなかった情報につき、費用負担を行うことは片務的かと存じます。No. 40は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。
39	17				リスク分担表 No. 49	脱水汚泥の供給は要求水準書P13 1-3-5に記載のとおり、県様の業務範囲であり、要求水準書に記載の汚泥性状を逸脱した場合には、県様がリスク負担すべきと存じます。No. 49は事業者に◇がつかないと理解しておりますが、いかがでしょうか。	リスクの事象が発生した場合に、関係者で協議のうえ対応を決定するものとしています。